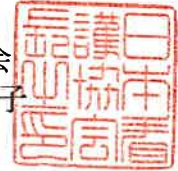


令和2年4月21日

厚生労働省医政局長  
吉田 学 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 福 井 トシ子



## 新型コロナウイルス感染症の医療機関内における PCR 検査に関する要望書

医療機関を受診する患者等は無症候であっても新型コロナウイルスに感染している可能性があり、その場合、院内感染を防ぐことは困難である。また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関で従事する看護職をはじめとする医療従事者は、無症候であっても新型コロナウイルスに感染している場合もあり、院内感染防止のためには、症状がなくても適切な対応がとれるような PCR 検査の実施が求められる。更に、医療従事者は、万が一に感染している可能性も考え、患者や他医療従事者に加え、同居の家族等にも感染させてしまうのではないかという不安の中で医療提供を行っている。

現在、国内における PCR 検査の実施体制が十分ではないことは承知しているが、院内感染を防止し、必要な医療提供体制を維持していくためには、無症候者も含めた新型コロナウイルス感染症の医療機関内における PCR 検査が不可欠であるため、以下のとおり要望する。

### 記

1. 手術や検査、分娩、その他の診療を目的に当該医療機関へ受診する者に対して、症状の有無にかかわらず医師が感染を疑った場合は、PCR 検査を医療保険の適用とされたい。
2. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関において、不安を持ちながら勤務している医療従事者が希望した場合、PCR 検査を実施し、その費用を公費で負担されたい。

以上